

○岩佐委員長 日程1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に新たに送付されました送付7-20、選択的夫婦別姓制度を求める意見書に関する陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら、お願いします。

○中田国際平和・男女平等人権課長 まず本陳情についてですが、こちらにつきましては、趣旨としましては、選択制の夫婦別姓制度について、その法制化を求める意見書を国へ提出をということで求められているものと理解しております。

本制度につきましては、これまで何度か区議会からもご質問いただいておりますが、執行機関といたしましては、その在り方については、国会等で議論され、判断されるべき事項のため、その議論を注視し、適切に対応してまいりますと答弁をしております。この考え方に変更はございません。今年5月30日に、この制度につきまして、三つの法案が28年ぶりに衆院法務委員会に提出され、審議が始められたということを報道でも聞いているところです。今後、さらに国においてこういった議論が活発化していくと考えておりますので、執行機関としましても、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

なお、この陳情に関しては、同旨の陳情が2月17日の当委員会で審査されていまして、その中でも、委員それぞれからご意見いただきまして、委員会では一致することがなかったんですけども、意見書の採択に関する陳情は、前回、議事録をもってお返しはしておりますので、これは参考に申し上げます。

それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したいこと、確認したい事項はございますか。

特に——はい。永田委員。

○永田委員 今の職員の中で、旧姓の使用について、何か問題を持っているか、課題があるかどうか、ちょっと教えてください。そういう要望する方がいて、それは、もうできるようにはなっているということも聞いていますけども、そこに不便がないか、現状で。そこを教えてください。

○御郷行政管理担当部長 職員の旧姓使用につきまして、東京都も含めて、各自治体でも採用されているところでございます。特段、今の運用の中で、職員のほうから具体的に、使用について使い勝手がいい、悪い、そういう悪いとか、そういった意見のほうはございません。

以上です。

○永田委員 分かりました。結構です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご確認されたいことはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

なければ、この本陳情に関する質疑のほうは終了します。

この陳情に対して、委員の皆様から何かご意見とかございますか。

○永田委員 先ほど確認したように、現状で旧姓の使用ということに特に問題はないとい

うことを確認しました。私自身も、旧姓の通称使用の拡大ということで、十分対応できると考えています。ただ、賛否があることもよく分かっていますし、私の会派の中でも、正直分かれています。それで、今後、国政の場での議論、先ほどご答弁もあったように、によって決定されることであって、ここで、我々が例えば委員会の中で意見を集約なり意見書なり出して、賛否を決めて、対立をあおるという言い方はあれですけど、につながるようなことは避けたほうがいいのではないかというふうに、それぞれの意見は意見でいいと思いますが、国政の場に任せたいということを申し上げたいと思います。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに、何か皆様ご意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、意見——意見は普通聞かないですね。取扱いについては、いかがいたしますか。今、ちょっと永田委員のご意見の中からもありましたように、国会のほうでは審議が本当にスタートしたというところで、ちょっと前回の陳情審査の中でもかなり意見が分かれて、その状況がそのまま進んでいないのかなと思いますので、今回も国会の議論を注視したいということで、今回のこの陳情審査に関しましては、議事録をもって、これ以上、この委員会としての取りまとめるという形での集約はちょっとできる状況ではないので、そのままお返ししたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、以上で、日程1の陳情審査を終了いたします。